

共同研究実施要領

第1 趣 旨

愛知県農業総合試験場試験研究推進要綱第4の1の共同研究は、この要領の定めるところとする。

第2 共同研究

この要領にいう共同研究とは、「愛知県試験研究機関における共同研究等取扱指針」に基づき、国、大学法人、国立研究開発法人、地方公共団体、公益法人及びその他企業等（以下「法人等」という。）と共同で行う研究とする。

第3 共同研究の要件

共同研究に係る試験研究は、次の全ての要件を満たすものでなければならない。

- (1) 試験場の業務に関連するものであること
- (2) 研究成果を得ることが十分見込まれること
- (3) 試験場が単独で実施した場合に比べ、時間的、経済的に有利なこと
- (4) 試験場の業務の遂行に支障を生じないこと及び公正性を損なわないこと
- (5) 実施中の試験研究課題と一体的に取り組みうること

なお、研究成果を得ることの見込みが不確定な試験研究については、共同研究予備試験とし、その実施に必要な事項については、別に定めるものとする。

第4 共同研究の公募及び申請

- 1 試験場が実施しようとする共同研究については、原則、あらかじめホームページ等により公募を行うものとする。
- 2 共同研究を行おうとする法人等は、別に定める共同研究申請書を場長に提出する。ただし、国、大学法人、国立研究開発法人、地方公共団体及び場長が認める公的な機関についてはその限りではない。

第5 共同研究の審査

- 1 場長は、第4に基づく申請があり、部所長が法人等との共同研究を希望する場合は、企画会議において共同研究申請書及び、当該部所長から提出された別に定める共同研究計画書に基づき審査し、共同研究の実施の可否及び研究管理者、研究総括者を決定する。
- 2 場長は、審査に当たり、農業水産局関係各課から意見を収集する。
- 3 共同研究の実施について可否の判断を行ったときは、場長は、共同研究申請者に対して、共同研究の実施の可否及び共同研究の実施方法を通知する。

第6 経費の分担

共同研究に必要な経費は、試験場が使用する経費については試験場が、共同研究を行う法人等（以下「共同研究者」という。）が必要とする経費については共同研究者がそれぞれ負担するものとする。

ただし、共同研究に必要な研究経費のうち、試験場が使用する経費の一部を共同研究者が負担することができることとする。

第7 経費の精算

共同研究者から研究経費を受領した場合は、研究完了後、速やかに精算するものとする。

第8 契約の締結

- 1 場長は共同研究の開始に当たり、共同研究者との間で書面により共同研究契約を締結する。なお、研究経費を受領する研究においては、農業水産局長あてに契約締結の依頼をすることとし、この場合は、単年度契約とする。
- 2 共同研究の契約書は、共同研究者において定められた書式、もしくは別に定める様式を参考に、共同研究者と協議して作成する。

第9 研究の進行管理

- 1 研究管理者は、共同研究を効果的かつ効率的に実施するため、適宜検討会を開催し、研究計画、成績検討等適正な進行管理を行う。
- 2 研究総括者は、研究評価会議に進捗状況を報告する。

第10 研究計画の変更等

場長は、共同研究に関する内容の重要な変更を決定しようとするときは、あらかじめ企画会議に諮る。

第11 実施期間

共同研究の実施期間は、原則として3年以内とする。

第12 研究成果の取扱い

- 1 場長は、共同研究の結果、知的財産（品種を除く。）が創出された場合は、知的財産審査会設置要領に基づき、所定の手続きを行う。
- 2 場長は、共同研究の結果、新品種を育成したときは、育成品種等審査会設置要領に基づき、所定の手続きを行う。

第13 事務

この要領に定めるもののほか、事務手続きについては別途定めるマニュアルに従う。

第14 その他

この要領に定めるもののほか、共同研究を実施するのに必要な事項は、場長が別に定める。

附 則

この要領は、平成17年8月8日から施行する。

改正	平成19年4月2日
改正	平成22年5月26日
改正	平成23年11月1日
改正	平成24年4月2日
改正	平成25年4月1日
改正	平成28年5月20日
改正	平成30年4月20日
改正	平成31年4月1日
改正	平成31年4月25日
改正	令和3年1月1日
改正	令和3年4月1日
改正	令和5年6月8日
改正	令和7年12月5日